（沖縄防衛局管理部返還対策課の所掌事務の特例）

第十四条　沖縄防衛局管理部返還対策課は、第四十五条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
令和四年三月三十一日までの間	［略］
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（沖縄防衛局管理部返還対策課の所掌事務の特例）

第十四条　［同上］

期間	事務
平成三十四年三月三十一日までの間	［同上］
［同上］	［同上］

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第三条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［略］	［略］	十四　航空団、航空警戒管制団、警戒航空団、航空救難団、航空戦術教導団、輸送航空隊、飛行教育団、航空教育隊及び飛行開発実験団
	［略］		
二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［略］	二十五　削除	［削る。］
	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］

改正前

［同上］

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［同上］	［同上］	十四　航空団、航空警戒管制団、輸送航空隊、飛行教育団、航空教育隊及び飛行開発実験団
	［同上］		
二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［同上］	二十五　教育訓練研究本部の部の長の指揮監督を受け、特定の重要な事項に関する研究を行う官職の属する職制上の段階	分析企画官
	［同上］		
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。